令和７年度香川県市町総合事務組合人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の２及び香川県市町総合事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年香川県市町総合事務組合条例第６号）第２条の規定に基づき、令和７年度の香川県市町総合事務組合の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和８年 10 月 30 日
香川県市町総合事務組合
管理者　山下　昭史

Ⅰ　職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第 15 条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

１　職員の任免

(1) 職員の任免状況（令和７年度、単位：人）　**該当なし**

区分	任用				退職		
	採用	昇任	降任	転任	定年	勧奨	自己都合 その他
一般行政職							
計							

(2) 採用試験の実施状況（令和７年度）

種類	区分	内容	職種等
競争試験	上級（大学卒程度）	１次試験　筆記試験 ２次試験　口述試験	一般行政事務
	中級（短大卒程度）	実施せず	
	初級（高校卒程度）		
選　考		実施せず	任期付職員、再任用職員、フルタイム会計年度任用職員

(注)　競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいい、選考とは特定の者が特定の職につく適格性を有するかどうかを確認する方法をいう。

(3) 採用者数（令和７年度、単位：人）　**採用なし**

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	上級（大学卒程度）	一般行政事務		
	中級（短大卒程度）	一般行政事務		
	初級（高校卒程度）	一般行政事務		
選　考		任期付職員		
		再任用職員		
		フルタイム会計年度任用職員		

２　職員数

(1) 職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在、単位：人）

区分／部門			職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和７年	令和６年		
普通会計部門	一般行政部門	総務	３	３	０	
合　計			３ [　４　]	３ [　４　]	０ [　０　]	

(注) １　職員数は各年における定員管理調査において報告した一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和７年４月１日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人 １	人	人	人	人	人 ２	人	人	人 ３

(3) 職員数の推移（単位：人・％）

年度／部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	3	3	3	3	3	3	0（0％）
総合計	3	3	3	3	3	3	0（0％）

(注)　各年における定員管理調査において報告した職員数。

Ⅱ　職員の人事評価に関すること

人事評価とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、任命権者は、職員の執務について定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければなりません（地方公務員法第６条第１項、第 23 条の２第１項、第 23 条の３）。

(1) 人事評価制度の概要

評価の目的	職員の実績、能力及び適正を評価し、人材育成、勤務意欲の向上、職員の資質・能力向上のための公正な人事管理を行うことを目的とする。
評価方法	職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力を評価する能力評価及び職員がその職務を遂行するにあたり挙げた業績を評価する業績評価を、人事評価記録書を用いて行う。
評価者	〔被評価者〕　〔１次評価者〕　〔２次評価者〕 次長　事務局長　副管理者 課長　次長　事務局長 主幹以下　課長　次長
対象職員	全ての常勤職員

(2) 人事評価結果の活用

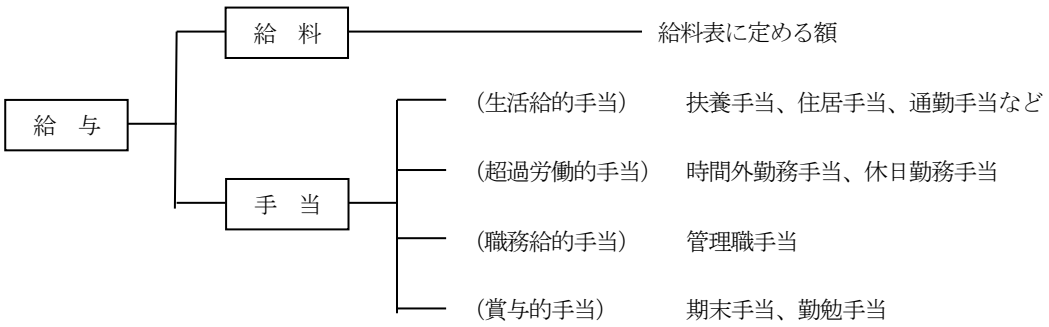
人事評価の結果は、昇任・昇格及び勤勉手当の成績率の参考とします。

Ⅲ　職員の給与に関すること

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第24条第１項、第２項、第５項)。

令和７年度においては、国及び県の給与改定等の状況を考慮して、給料表や期末勤勉手当の改定等を行いました。

（参考）職員の給与体系



１　総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区　分	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	(参考) ６年度の 人件費率
	千円	千円	千円	%	%
７年度	2,811,251	231,349	28,014	0.99	0.90

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給　与　費			
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
７年度	人 3	千円 13,234	千円 1,740	千円 5,646	千円 20,620

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)令和６年度平均一人当たり給与費
千円 6,873	千円 6,620

(注) １　職員手当には退職手当を含まない。

２　職員数は、令和７年４月１日現在の人数である。

(3) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［ 実施 ］

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年４月１日

(内容) 給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。激変緩和のため、３年間（平成 30 年３月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し［ 地域手当は制度導入していない ］

２ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和７年４月１日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
香川県市町総合事務組合	48.1歳	367,267円	415,506円	411,956円
香川県	42.8歳	332,443円	422,306円	365,050円
国	41.9歳	332,237円	―	414,480円

(注) １ 「平均給料月額」とは、令和７年４月１日現在における職員の基本給の平均である。

２ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区 分		香川県市町総合事務組合	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	232,000円	237,600円	232,000円
	高 校 卒	200,300円	206,700円	200,300円

3　一般行政職の級別職員数等の状況

（1） 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１　級	主事	０人	０％	195,800円	268,300円
２　級	主任主事	１人	３３．３％	242,000円	316,800円
３　級	主任	０人	０％	276,300円	364,200円
４　級	課長補佐・副主幹	０人	０％	309,800円	396,500円
５　級	課長・主幹	１人	３３．３％	332,600円	409,000円
６　級	次長	１人	３３．３％	366,800円	427,000円
７　級	事務局長	０人	０％	420,700円	463,000円

（注）１　香川県市町総合事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 昇給へ人事評価の活用状況

令和７年４月２日から令和８年４月１日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	＼		＼	
ロ　人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	未定		未定	

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

香川県市町総合事務組合	香　川　県	国
１人当たり平均支給額 （令和７年度） １，８８２千円	１人当たり平均支給額 （令和７年度） １，８５２千円	―
（令和７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525月分　2.125月分 (1.425)月分　(1.025)月分	（令和７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525月分　2.125月分 (1.425)月分　(1.025)月分	（令和７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525月分　2.125月分 (1.425)月分　(1.025)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20%、管理職加算10%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20%、管理職加算10%～25%

(注)　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）	＼	○	＼	○
ロ　人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和７年４月１日現在）

香川県市町総合事務組合	国
（支給率）　自己都合　勧奨・定年 勤続２０年　19.6695月分　24.586875月分 勤続２５年　28.0395月分　33.27075月分 勤続３５年　39.7575月分　47.709月分 最高限度　47.709月分　47.709月分 調整率　83.7/100 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置　2%～20%	（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続２０年　19.6695月分　24.586875月分 勤続２５年　28.0395月分　33.27075月分 勤続３５年　39.7575月分　47.709月分 最高限度　47.709月分　47.709月分 調整率　83.7/100 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置　2%～45%

(注)　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当　（令和７年４月１日現在）　**制度導入なし**

国の制度　高松市に勤務する場合の支給率は５％

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和７年度決算）	１１千円
職員１人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	１１千円
支給実績（令和６年度決算）	２２千円
職員１人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	２２千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和７年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員を除く。）である。

(5) その他の手当（令和７年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和７年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者　3,000円 ・子　11,500円 ・父母等　6,500円 特定期間の子5,000円加算	同		１９８千円	198,000円
住居手当	借家、借間居住者 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃－23,000円)/2＋11,000円 最高支給限度額27,000円	異	国： ・家賃27,000円以下 家賃－16,000円 ・家賃27,000円超 (家賃－27,000円)/2＋11,000円 最高支給限度額 28,000円	千円	円
通勤手当	交通機関利用者　6箇月定期等低廉な価格による運賃等相当額 交通用具使用者　使用距離区分に応じ、2,700円(片道2km以上)から最高30,700円	異	国：上限額 150,000円 国：2,000円～ 31,600円	２７１千円	90,260円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち規則で定めるものに対して支給	同		１，１４０千円	570,000円
休日勤務手当	祝日法による休日に勤務をした場合の1時間当りの給与額に100分の125から100分の150を乗じた額	同		千円	円

５　特別職の報酬の状況（令和７年４月１日現在）

区　分		報酬年額
報酬	管理者	５０，０００円
	副管理者	３０，０００円
	議長	３０，０００円
	副議長	２０，０００円
	議員	２０，０００円

Ⅳ　職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第 24 条第４項、第５項）。

１　勤務時間（令和７年４月１日現在）

開　始　時　刻	８時３０分
終　了　時　刻	１７時１５分
休　憩　時　間	６０分 （１２時００分～１３時００分）
休　息　時　間	なし
週　　休　　日	土曜日、日曜日
１週間の正規の勤務時間	３８時間４５分

（注）　休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第 34 条の規定により労働時間が６時間を超える場合に少なくとも 45 分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）

２　その他の勤務条件

(1) 休暇（令和７年４月１日現在）

休暇の種類		事　　由	期　　間	給料
年次有給休暇		一の年ごとにおける休暇	年 20 日	有給
病　気　休　暇		負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合　やむを得ないと認められる必要最小限度の期間 私傷病の場合 90 日	有給
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	証人等としての出頭のための休暇	職員が証人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる日又は時間	有給
	骨髄液の提供のための休暇	職員が骨髄液の提供希望者としてその登録の申出を行い又は骨髄を提供する場合	必要と認められる日又は時間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において５日以内	有給
	結婚休暇	結婚する場合	連続する７日以内	有給
	不妊治療休暇	職員が不妊治療を受ける場合	一の年において５日の範囲内	有給
	産前休暇	８週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から８週間を経過する日までの期間	有給
	育児時間	生後２年に達しない子を育てる場合	１日２回それぞれ 30 分	有給
	妻の出産休暇	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当である場合	３日の範囲内	有給
	男性職員の育児参加休暇	妻の産前産後において出産に係る子又は小学校就学までの子を養育する場合	５日の範囲内	有給

休暇の種類		事　由	期　間	給料
	子の看護のための休暇	中学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合	一の年において５日の範囲内	有給
	要介護者の介護その他の世話を行う休暇	要介護者の介護その他の世話を行う場合	一の年において５日の範囲内	有給
	親族死亡による休暇	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ１日から10日までの範囲内	有給
	父母、配偶者又は子の追悼のための休暇	職員の父母、配偶者又は子の追悼のための行事が行われる場合	２日の範囲内	有給
	夏季休暇	盆等の行事、心身の健康を維持する場合	一の年において５日以内	有給
	住居滅失による休暇	風害、水害、地震、火災その他天変地変により職員の住居が滅失し、又は損壊した場合	１週間の範囲内	有給
	災害等により出勤困難による休暇	風害、水害、地震、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間	有給
	退勤途上の危険回避のための休暇	風害、水害、地震、火災その他の災害において職員が退勤途上における身体の危険回避をする場合	必要と認められる期間	有給
	妊産婦の健康診査等のための休暇	妊娠中又は産後１年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	必要と認められる日又は時間（制限あり）	有給
	妊婦の通勤緩和措置	妊娠中の女性職員が交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康維持に影響がある場合	勤務時間の始め又は終わりに１日につき１時間を超えない範囲で必要と認められる期間	有給
	つわり休暇	妊娠中の女性職員が、つわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合	必要と認められる日又は時間。ただし、一の妊娠期間で14日を限度	有給
	生理休暇	女性職員が生理により勤務することが著しく困難である場合	２日の範囲内	有給
介護休暇		配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、２週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内	無給
介護時間		配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、２週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、１日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する３年の期間内において１日につき２時間以内	無給

Ⅴ　職員の休業に関すること

休業制度（令和７年４月１日現在）

種　　類	事　　由	期　　間	給料
育 児 休 業	３歳に満たない子を養育する職員	子が３歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部 分 休 業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	１日を通じて２時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

Ⅵ　職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第 28 条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか１つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされています（同法第 29 条）。

１　分限処分の状況（令和７年度）　**該当なし**

内容	人数	事案の概要
	人	

（注）　休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

２　懲戒処分の状況（令和７年度）　**該当なし**

内容	人数	事案の概要
	人	

Ⅶ　職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第 30 条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などさまざまな制約が課されています（同法第 32 条～38 条）。

営利企業等従事許可の状況（令和７年度）　**該当なし**

内容	件数
商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	件
自ら営利企業を営むことの許可	件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	件

Ⅷ　職員の退職管理に関すること

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前５年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前５年間の職務に属する契約や処分（再就職先及びその子法人に対するものに限る。）に関して、離職後２年間働きかけが禁止されています。なお、離職前５年より前に課長級以上の職に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後２年間、また、在職中に再就職先及びその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されています（地方公務員法第 38 条の２第１項、第４項、第５項、第８項）。

地方公共団体は、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとされています。（同法第 38 条の６第１項）。

職員（課長級以上）の再就職の状況（令和７年度）　**該当なし**

退職者数	うち再就職者数	
	再任用職員	民間企業
人	人	人

Ⅸ　職員の研修に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならず、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第 39 条）。

職員の研修（令和７年度）　**該当なし**

区分		派遣先等	対象者	修了者数

Ⅹ　職員の福祉及び利益の保護に関すること

１　福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第 42 条)。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第 43 条第 1 項)、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（一財）香川県市町村職員互助会に加入しています。

福利厚生の状況（令和７年４月１日現在)

区分	内容
香川県市町村職員共済組合	○短期給付 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○長期給付 老齢厚生年金、障害厚生年金・一時金、遺族厚生年金など ○福祉事業 保健事業（健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など)、宿泊事業（共済組合直営施設の利用助成)、貯金事業（貯金の受入れ)、貸付事業（普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など)
香川県市町村職員互助会	○会員掛金　1,000 円/月 ○組合負担金　令和７年度決算額 36,000 円 一人あたり 1,000 円/月 ○公費負担率　50％ ○補助金対象事業 人間ドック助成、インフルエンザ予防接種助成など ○掛金のみで実施する事業 給付事業（入学祝金、死亡一時金など)

２　公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第 45 条第１項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（令和７年度）　**該当なし**

公務災害	通勤災害	計
件	件	件

ＸＩ　公平委員会の業務に関すること

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第 46 条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは審査請求をすることができます（同法第 49 条の２第１項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

（なお、当組合では地方公務員法第７条第４項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。）

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況　**該当なし**

（別紙　令和８年７月 17 日付け香川県人事委員会からの報告参照）

要求の内容	６年度末継続件数	７年度内要求件数	７年度内処理件数	７年度末継続件数
給　与	件	件	件	件
旅　費	件	件	件	件
勤務時間	件	件	件	件
休　暇	件	件	件	件
その他	件	件	件	件
計	件	件	件	件

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況　　**該当なし**

(別紙　令和８年７月 17 日付け香川県人事委員会からの報告参照)

請求の内容		６年度末継続件数	７年度内請求件数	７年度内処理件数	７年度末継続件数
分限処分	降給	件	件	件	件
	降任	件	件	件	件
	休職	件	件	件	件
	免職	件	件	件	件
懲戒処分	戒告	件	件	件	件
	減給	件	件	件	件
	停職	件	件	件	件
	免職	件	件	件	件
その他		件	件	件	件
計		件	件	件	件